

検討単位区域の設定及び今後の作業内容について

(1) 概要

令和元年7月に開催した第28回審議会において、本市における家屋間限界距離を50mとして検討単位区域を設定することとし、現在、公共下水道全体計画見直しに向けた作業を行っている。

このたび、未計画区域全域の検討単位区域を設定し、合併処理浄化槽と公共下水道の経済比較の試算を行うことが可能となったため、今後の作業内容について確認を行う。

(2) 検討単位区域の設定について

家屋間限界距離である50m以内に隣りの家屋（公共ます設置予定箇所）があれば、5戸以上を単位として検討単位区域を設定した（このほか、検討単位区域同士を接続する管渠沿線の区域も検討単位区域として設定した）。

検討単位区域は合計で206区域あり、現在の未計画区域5,789世帯のうち、合計3,287世帯（このほかに事業所等を換算した526世帯）を検討単位区域内の家屋とし、大字ごとに将来の人口を予測した増減率を乗じて計画汚水量を試算している。

検討単位区域ごとに、公共下水道による整備を行った場合と合併処理浄化槽による整備を行った場合とを比較し、いずれが有利な区域であるかを判断することとなるが、現在、試算結果に基づき、必要な管渠や世帯数の確認を行っているところである。

ただし、必要な管渠を埋設するルートによっては、浄化槽が有利な区域となる場合と公共下水道が有利な区域している場合とが変化することがあるため、複数のルートを検討する必要があると考えられる。

また、予測される将来の人口のみにより経済比較を行うだけではなく、現在の浄化槽の設置状況を踏まえ、合併処理浄化槽による整備を行った場合に必要な経費を補正したうえで、経済比較を行って判断する必要があると考えられる。

(3) 合併処理浄化槽の設置状況の把握について

合併処理浄化槽設置に係る補助金については、令和元年度から、未計画区域において個人が設置した単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換した場合の補助対象を拡大（単独処理浄化槽の撤去に要した経費のほか、宅内配管に要した経費についても補助対象となった）したことから、令和元年9月に、未計画区域の5,789世帯のうち、合併処理浄化槽の届出がされていない2,714世帯を対象に、ダイレクトメールを送付した。

なお、過去2年分の浄化槽の汚泥引き抜きのデータと、ダイレクトメール発送データを照合した結果、未計画区域の5,789世帯のうち、合併処理浄化槽を使用している世帯は3,217世帯、単独処理浄化槽を使用している世帯は1,088世帯、汲み取りや状況が不明な世帯は1,484世帯であると推定される。

検討単位区域ごとの経済比較の際に、すでに整備された合併処理浄化槽の状況を踏まえた経済比較ができるよう、現在、下水道台帳の更新作業にあわせて、浄化槽の設置状況のデータについても地図上に表示できるよう準備を進めているところである。

(4) 合併処理浄化槽の設置及び公共下水道への接続推進の取組みについて

市内の生活環境の改善と、河川などの水質の保全のため、未計画区域においては合併処理浄化槽の設置の推進、供用開始済み区域においては接続率向上のための取組みを進めているところである。

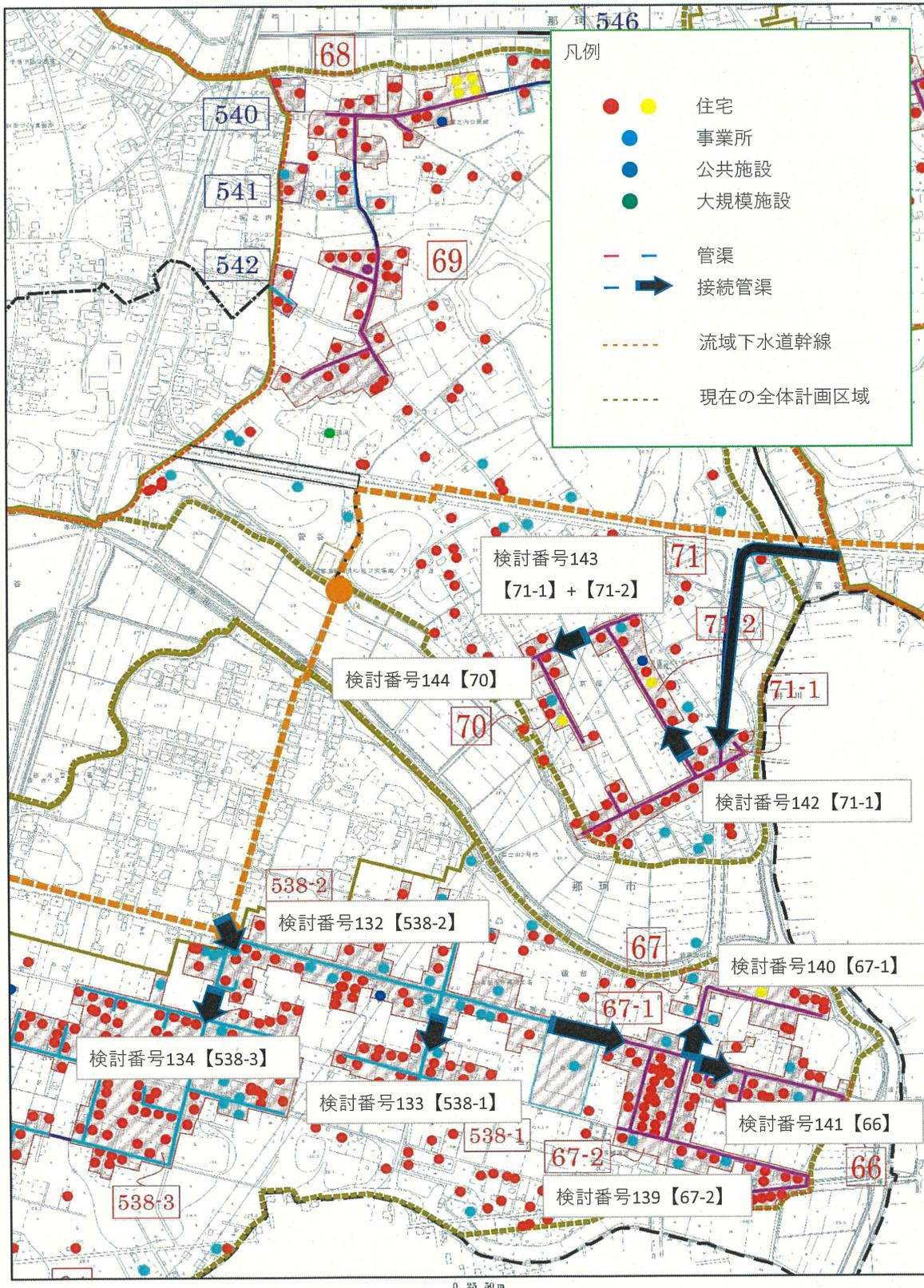
今回の公共下水道の全体計画の見直しに伴い、合併処理浄化槽設置補助の見直し（補助額の上乗せ、汲み取り槽からの転換・合併浄化槽の更新の横だし等）の検討や、接続率向上策（公共ます設置要件の見直し、私道下の本管の設置要件の見直し等）を行うことが適当であると考えられる。

特に、検討単位区域ごとの経済比較の結果、合併処理浄化槽による整備を行うこととなる区域については、放流先の確保が課題となっていることから、浄化槽台帳や道路台帳により現在は側溝等への放流が困難な区域についても、浸透槽等の敷地内処理施設の設置を促す観点から、合併処理浄化槽の設置推進に寄与する補助内容の検討を行うため、他市町村等における補助制度の情報収集を進めているところである。

(5) 今後の予定について

未計画区域全域の検討単位区域の経済比較については、現在、検算及び検討単位区域内における合併処理浄化槽の設置状況の把握作業をすすめていることから、次回（第30回）審議会にて、「全体計画見直しに係る事務局素案」を公表できるよう準備を進めている。あわせて「合併処理浄化槽の設置・公共下水道への接続推進の取組みの事務局素案」を公表できるよう順次準備を進める予定である。

その後、令和2年度中に「全体計画見直し」及び「合併処理浄化槽の設置・公共下水道への接続推進の取組み」について審議会に諮問し、同年度中に答申をいただく予定である。



- 凡例
- 住宅
 - 事業所
 - 公共施設
 - 大規模施設
 - 管渠
 - ➔ 接続管渠
 - - - 流域下水道幹線
 - ⋯ 現在の全体計画区域

検討番号143
【71-1】+【71-2】

検討番号144【70】

検討番号142【71-1】

検討番号132【538-2】

検討番号140【67-1】

検討番号134【538-3】

検討番号133【538-1】

検討番号141【66】

538-3

検討番号139【67-2】

66

0 25 50 m

